

議案第69号 令和5年度鈴鹿市一般会計決算の認定について

今後の基金運用の考え方

○令和5年度決算資料 各種基金の状況

質疑 今回の決算から今後の基金運用についてどのように考えているか。

答弁 平成29年度から、財政調整基金を繰り入れずに決算できていたが、今回の決算では繰り入れることとなった。これは令和5年度に特段の事情があったことではなく、歳出の増加に対して、歳入でカバーできなかったことによるもので、こうした状況を踏まえ、総合計画2031前期基本計画の最終年度である、令和9年度末において財政調整基金の残高を標準財政規模の20%相当を下回らないことを目標に、今後、基金の運用をしていきたいと考えている。

文教環境分科会



9月12日 (午前) 9月12日 (午後)

議案第59号 令和6年度鈴鹿市一般会計補正予算(第2号)

学校問題解決のための支援体制の充実

○学校支援チーム事業費 53万6,000円

【概要】 国の委託事業である「行政による学校問題解決のための支援体制の構築に向けたモデル事業」の企画提案が採択され、10月から既存の学校支援チーム事業に弁護士との契約、学校問題解決支援委員会の開催回数増設を加え、本事業をさらに充実させていくもの。

質疑 弁護士顧問契約の内容と費用の詳細は。

答弁 顧問契約については、1カ月5万円、6カ月分で30万円を計上しており、いつでも相談を行うことができる体制になっている。個別対応費用については、学校に保護者が申立てなどに来られた際に、必要に応じて弁護士も教育支援課と一緒に同席していただく。1回分30分5,000円、40回分で20万円を計上している。

質疑 弁護士が同席する場合は、どのような状況を想定しているのか。

答弁 基本的には法的な判断を伴う内容の場合であると考えている。通常の相談対応は、既存の学校支援チームの経験豊富な元校長や元警察官が行うが、話が進んでいく中でトラブルに関して法的な根拠を持った対応が必要となり、学校のみで判断しにくいような状況になった場合に、弁護士相談を行うことになってくると考えている。また、保護者などと校長が面談する際などにおいて、そういった法的根拠を持った対応が必要とされる場合には、弁護士と事前に日程調整をした上で、同席依頼をするという形も想定している。